

大阪湾圏域広域処理場整備 基本計画の変更について

平成18年2月13日
交通政策審議会
第17回港湾分科会

資料1



国土交通省港湾局

1. 広域処理場整備事業について

広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）の目的

廃棄物の海面埋立による適正な処理

埋立造成による港湾の秩序ある整備

受入対象区域及び埋立処分場の位置

近畿2府4県151市町村（平成18年1月現在）からの廃棄物を受入中



2. 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画について

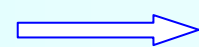
基本計画のこれまでの経緯

昭和56年12月	「広域臨海環境整備センター法」の施行
昭和57年3月	「大阪湾広域臨海環境整備センター」の設立
昭和60年12月	基本計画認可（泉大津沖・尼崎沖）
平成2年1月	廃棄物の受入開始
平成9年3月	基本計画変更認可（神戸沖、区域追加）
平成12年3月	基本計画変更認可（大阪沖）
平成13年11月	基本計画変更認可（区域追加）

① 受入対象区域の追加

② 廃棄物受入計画の変更

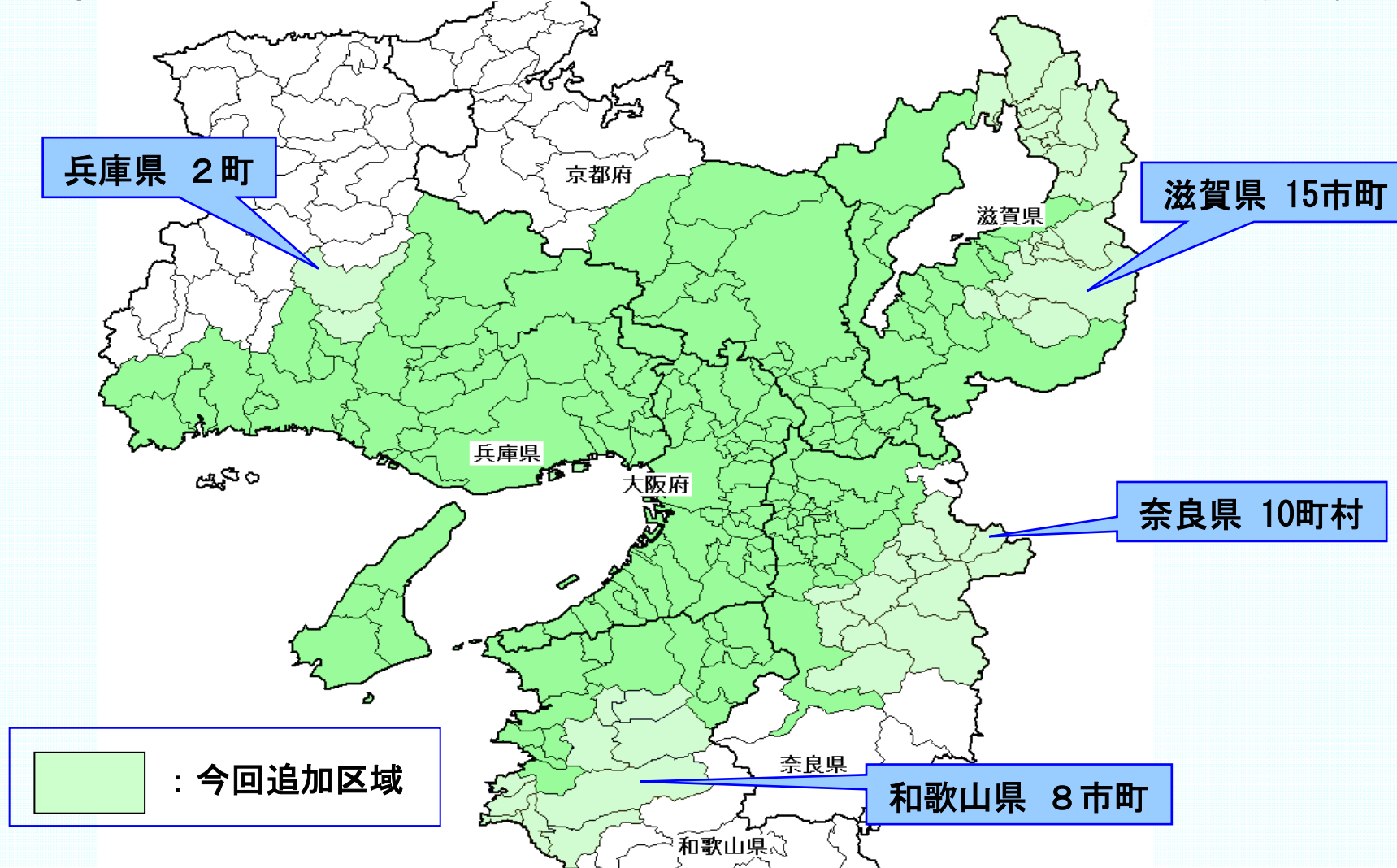
③ 土地利用形態の変更



今回新たな基本計画の変更へ

3. 変更の概要① 受入対象区域の追加

142市町村に35市町村（平成18年3月27日現在）を追加し、**177市町村**とする。



4. 変更の概要②

廃棄物の種類及び量の変更（これに伴う埋立期間延伸）

廃棄物の種類及び量

（単位：万m³）

埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖 埋立処分場	(410) 390	(940) 720	1, 270	(480) 720	3, 100
尼崎沖 埋立処分場	220	(390) 290	(580) 630	(410) 460	1, 600
神戸沖 埋立処分場	(470) 800	(730) 400	300	0	1, 500
大阪沖 埋立処分場	(490) 770	(630) 350	280	0	1, 400
合計	(1, 590) 2, 180	(2, 690) 1, 760	(2, 430) 2, 480	(890) 1, 180	7, 600

（注）括弧内は変更前の数量

4. 変更の概要② 廃棄物の種類及び量の変更（これに伴う埋立期間延伸）

廃棄物の種類及び量の変更に伴う埋立期間延伸

- 工事期間
昭和62年度から約35か年（約24か年）
- 埋立期間
平成元年度から約33か年（約22か年）

処分場別	埋立期間
泉大津沖及び尼崎沖埋立処分場	(21) 平成元年度～平成30年度
神戸沖及び大阪沖埋立処分場	(22) 平成13年度～平成33年度

（注）括弧内は変更前

5. 変更の概要③ 土地利用形態の変更

土地利用形態

(単位 : ha)

埋立場所	土地利用ゾーン			
	港湾ゾーン	都市ゾーン	環境ゾーン	計
泉大津沖 埋立処分場	(58) 98	(95) 37	(50) 68	203
尼崎沖 埋立処分場	(43) 49	(57) 51	13	113
神戸沖 埋立処分場	69	—	19	88
大阪沖 埋立処分場	78	—	17	95

(注) 括弧内は変更前